

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○愛知県文化芸術振興条例	第2号	(文化芸術課)	6
○愛知県医療療育センター条例	第3号	(障害福祉課)	10
○国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例	第4号	(国民健康保険課)	19
○愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例	第5号	(同)	20
○愛知県部局設置条例の一部を改正する条例	第6号	(総務部総務課)	20
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第7号	(財政課)	21
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第8号	(税務課)	26
○愛知県職員定数条例の一部を改正する条例	第9号	(人事課)	27
○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	第10号	(同)	27
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	第11号	(情報企画課)	28
○愛知県名古屋飛行場条例の一部を改正する条例	第12号	(航空対策課)	29
○消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	第13号	(県民生活課)	29
○愛知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	第14号	(社会活動推進課)	29
○愛知芸術文化センター条例の一部を改正する条例	第15号	(文化芸術課)	30
○愛知県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例	第16号	(学事振興課)	31
○環境保全基金条例の一部を改正する条例	第17号	(環境活動推進課)	31
○県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	第18号	(水地盤環境課)	32
○廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例	第19号	(資源循環推進課)	33
○愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	第20号	(同)	34
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第21号	(健康福祉総務課)	35
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第22号	(高齢福祉課)	35
○愛知県心身障害者コロニー条例の一部を改正する条例	第23号	(障害福祉課)	37
○指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第24号	(同)	38
○後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	第25号	(国民健康保険課)	39
○国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	第26号	(同)	39
○愛知県看護師養成施設条例の一部を改正する条例	第27号	(医務課)	40
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例	第28号	(生活衛生課)	41
○愛知県農林業振興施設条例の一部を改正する条例	第29号	(農業経営課)	41
○愛知県都市公園条例の一部を改正する条例	第30号	(公園緑地課)	42
○砂防指定地内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例	第31号	(砂防課)	43
○都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	第32号	(建築指導課)	43
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第33号	(財務施設課)	44
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	第34号	(保安課)	45

青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したときは、(1)の書面を保存すること。

- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇愛知芸術文化センター条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 愛知県芸術劇場の花道を廃止することとした。
- 2 愛知県芸術劇場の舞台せりの使用料の上限額を引き下げることとした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇愛知県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇環境保全基金条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 環境保全に関する知識の普及及び環境保全活動の促進のための財源に充てるときに、基金を処分することができることとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、土壌汚染の拡散防止のための応急の措置等をしなければならない者に、土地の形質の変更をしようとする者から土壌汚染状況調査の結果の通知を受けた土地の所有者等を追加することとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 知事は、事業者が次の確認をしていないと認めるときは、当該確認をすべきことを勧告することができることとした。
 - (1) 県内産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しようとする際の当該産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を備えていることの確認
 - (2) 産業廃棄物処理業者に委託した県内産業廃棄物の処理の状況の定期的な確認
- 2 知事は、事業者が正当な理由がなくて1の勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができることとした。
- 3 この条例は、平成30年10月1日から施行することとした。

◇愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、産業廃棄物税に係る犯則事件について通告処分等の対象とすることとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 医療法に基づき、病院の業務が法令又は法令に基づく処分に違反していると認められるときに、病院の開設者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずる事務等を豊橋市及び岡崎市に移譲することとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、2については、平成30年4月1日から施行することとした。

◇指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正により条例で定めることとされた介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇愛知県心身障害者コロニー条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 愛知県春日台職業訓練校を廃止することとした。
- 2 中央病院の診療科目に心療精神科を追加することとした。

第二十八条 産業廃棄物税は、地方税法施行令第六条の二十二の四第六号の条例で指定する法定外目的税とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十一号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
別表第六の八の項（四）中「第七条の二第六項」を「第七条の二第五項」に改め、同項中（十一）を削り、（十二）を（十一）とし、（十三）から（十八）までを一号ずつ繰り上げ、同表の九の項中（五）を（七）とし、（四）を（六）とし、（三）を（五）とし、（二）の次に次のように加える。

- （三） 法第二十四条の二第二項の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。
- （四） 法第二十四条の二第二項の規定により病院の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

別表第六の三十二の項中「名古屋市、」を削る。

附 則

この条例は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行の日から施行する。ただし、別表第六の八の項及び三十二の項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十二号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年愛知県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第二章 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第二条―第十

第二章の二 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等（第十条の二十

十条）を「第二章 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第二

条―第十条）」に、「第四章 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第

十八条―第二十二條）」を 「第四章 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する

第四章の二 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基

準（第十八条―第二十二條）」に改める。

第一条中「、第四十七条第二項第一号」及び「、第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二

第四項において準用する場合を含む。）、第八十一条第二項及び第三項」を削り、「まで」の下に「

第百十一条第一項から第三項まで」を加える。

第二章の二を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第二十二條の二 法第百十一条第一項の条例で定める施設、同条第二項の条例で定める員数及び

同条第三項の条例で定める基準は、次条から第二十二條の六までに定めるところによる。

（介護医療院に係る一般原則）

第二十二條の三 介護医療院（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに

運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準省令」という。）第

四十三條に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同

じ。）は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、

看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を

行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように

するものでなければならない。

2 第十二條第二項及び第三項の規定は、介護医療院について準用する。この場合において、同

条第二項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護医療院サービス」と読み替えるも

のとする。

（ユニット型介護医療院に係る一般原則）

第二十二條の四 ユニット型介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における

生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管

理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、

長期にわたり療養が必要である入居者が各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自律的

な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、同条第二項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護医療院サービス」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十二條の五 第四条から第五条の二までの規定は、介護医療院について準用する。この場合において、第四条第一項及び第三項中「利用者」とあるのは「入所者又は入居者」と、第五条第一号中「利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「入所者又は入居者に対する介護医療院サービス」と、同条第二号中「指定居宅サービス」とあるのは「介護医療院サービス」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第二十二條の六 前三条に定めるものを除くほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、介護医療院基準省令に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

愛知県心身障害者コロニー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第二十三号

愛知県心身障害者コロニー条例の一部を改正する条例

愛知県心身障害者コロニー条例（昭和四十四年愛知県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第六条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第七条第一項第三号イ中「特定費用」を「入所特定費用」に改める。

第九条及び第十二条第二項第一号中「第六条第四項」を「第六条第三項」に改める。

別表第一はるひ台学園の項を次のように改める。

はるひ台学園	一 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする障害児を短期間入所させて、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与すること。 二 児童福祉法に基づき、知的障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うこと。
--------	---

別表第一愛知県春日台職業訓練校の項を削る。